



欧州における 小規模水道の管理のための行動の枠組み (その1)

(はじめに)

欧州における小規模水道に関しては、世界保健機構欧州事務局の報告書をもとに、水道ホットニュース第359号(平成25年4月5日)～361号(平成25年4月19日)で「汎欧州地域の小規模水道—背景・課題・改善—」について紹介したところです。

(参考)

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews359.pdf>

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews360.pdf>

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews361.pdf>

一方、欧州委員会(EC: European Commission)は、2014年(平成26年)に「小規模水道の管理のための行動の枠組み(Framework for Action for the management of small drinking water supplies)」と題する冊子を取りまとめ、発行しました。

小規模水道の運営・維持管理は、日本においても大きな課題の一つとなっていることから、当該冊子を翻訳(仮訳)しました。日本の水道関係者の方々の参考になれば幸いです。

なお、翻訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、原文を参照していただくようお願いいたします。

(注) 当該冊子については、出典を明記すれば、転載が認められています。

小規模水道 (Small Water Supplies)

小規模水道とは、1日当たり給水量が1,000 m³未満又は給水人口が5,000人未満の水道である。欧州連合(EU: European Union)には約85,000の小規模水道があり、2010年データによれば、約65百万人が小規模水道により飲料水が供給されている。

欧州委員会は、2009年及び2010年に収集されたデータに基づき、欧州連合全体の小規模水道の3分の1超は、適切なモニタリングが行われていないか、水質基準の全てを満たしていない飲料水を供給しているという結論に達した。しかし、そこには著しい地域差がみられた。

欧州委員会は、小規模水道のための最善の取組みに向けたガイダンス文書を策定・奨励することに

より、また、一定の加盟国及び地域の経験及び成果に基づき、目標を定めた実行活動に取り組むことを決定した。この文書（小規模水道の管理のための行動の枠組み）は、2014年、環境総局総局長（Director-General of DG Environment）の序文とともに取り纏められ、発刊された。

（出典） http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/small_supplies_en.html

小規模水道の管理のための行動の枠組み

(Framework for Action for the management of small drinking water supplies)

目次

序文 (Foreword)

背景 (Background)

リスクに基づいた水道の安全性管理システムの本質的特徴 (Essential features of a system of risk based management of the safety of water supplies)

(a) 水道の登録を保持及び維持する義務 (Duty to keep and maintain a register of water supplies)

(b) 登録において一定の情報を記録する義務 (Duty to record certain information in the register)

(c) リスク評価に対する義務 (Duty to risk assess)

(d) 報告 (Reporting)

1. 序文

安全な飲料水は我々の日常生活にとって不可欠であり、公衆の健康にとって極めて重要なものである。ほとんどの欧州連合の市民は、幸いにも、健康にリスクのない高品質の蛇口の水を当たり前のように使用している。

それは、一部は 1970 年代半ばから実施されている欧州連合の飲料水政策のおかげであり、欧州連合全体を通じた高品質の飲料水を確保するための重要な原動力であることを証明している。欧州連合の機構、加盟国、水サービス事業者及び水道産業セクターの一致協力により、欧州連合地域全体において、欧州連合の飲料水水質基準に対して高い適合率を得ている。

欧州連合の約 65 百万人の国民は、主に農村及び遠隔地域の小規模水道に依存している。これらの水道の管理は、しばしば、人口密度の高い地域において適用されている産業システムとは著しく異なる小規模特有の手法を必要としている。資源の制約は差し迫ったものであり、最善の取組みを共有することは必ずしも容易ではない。最新のデータによれば、小規模水道ゾーンではいつも基準に適合しているとは限らず、改善の余地があることを示している。

以下の「行動の枠組み」のガイダンス文書は、欧州委員会及び加盟国が共同でまとめたものであり、より広範に共有されるべき最善の取組みに基づいた、小規模水道システムの良好な管理のための主要原則を提示している。また、このガイダンスは、世界保健機関 (WHO) のリスクに基づいた管理に関するガイダンス及び水安全計画も考慮している。

飲料水は、欧州委員会が将来に目を向けている分野である。欧州市民の最初のイニシアチブ (訳注)

である「Right2Water」は、欧州市民が高品質の飲料水サービスに接することの重要性を強調した。欧州委員会は小規模飲料水供給に関する懸念について言及しており、欧州連合の飲料水政策の改善の必要性を評価することに取り組むこととしている。

第7次環境行動プログラムは、2020年までに全ての欧州市民が安全な飲料水のための高い基準から便益を受けるべきであると明言しており、2014年夏、欧州委員会は本件について欧州連合全域の意見聴取を開始した。その結果は、当該分野における将来の政策に関して現在進められているプロセスに取り入れられるであろう。私は、この「行動の枠組み」が小規模水供給事業者及び監督官庁のために有用であることが証明され、小規模飲料水供給の管理を更に改善するための重要なツールとして役立つことを信じている。

Karl Falkenberg
環境総局総局長

(訳注) 欧州市民イニシアチブ (European Citizens' Initiative = ECI)
<http://eumag.jp/question/f0912/>

小規模水道からの安全で安心な飲料水の供給は、複雑で資源集約型の課題である。この文書において略述されている原則は、これらの小規模水道の質に改善に向けた道筋を提示するものである。加盟国は、必要とされる適応策を確認するために既存の法的枠組みをまずレビューし、新たな又は改善された手筈に取り組むための現実的な時間軸を設定して、段階的な方法で原則を実施するように努力すべきである。

2. 背景

飲料水指令 (Drinking Water Directive) は、一連の微生物学的、化学的及び指標パラメーターの値を遵守し (第5条)、その対象となる全ての水道の水質をモニターし、十分かつ最新の飲料水水質に関する情報を消費者が入手できるようにし (第7条及び第13条)、そして、飲料水水質についての報告書を発行するよう、加盟国に対して義務を課している。全般的には、大規模水道 (1日当たり1,000 m³超又は給水人口5,000人超) においては、パラメーター値の遵守は良好な水準にある。一方、指令は、この区分 (給水量又は給水人口) を下回る小規模水道に対しても条項を設けている。2009年1月において、これらの水道についての遵守状況は欧州連合レベルでは不明であったことから、欧州委員会は、指令の改正の可能性について当時行われていた広範な意見聴取における小規模水道の遵守レベルに関する見解を欧州委員会が取り纏めることを可能とするため、加盟国から小規模水道のモニタリングデータを要求した。収集されたこのデータから、小規模水道について利用できるモニタリングデータは比較的少なく、データがあった場合は不十分であることが示された。概して、小規模水道の遵守レベルは気掛かりであり、微生物学的パラメーターについては遵守レベルが約60%であると思われる。

2011年初頭、欧州委員会は、全ての市民は安全で健全な水の供給を受けるべきであるということ認識し、大規模水道と小規模水道の間の基準遵守の差をなくすることを手助けする政策ペーパーを策定することを決定した。大規模水道と小規模水道の間の基準遵守の差は、欧州連合の異なった地域で生活する人々の間、そして、社会的に有利な市民と不利な市民の間で、健康面における差を引き起こす可能性がある。欧州連合は、連帯、社会的・経済的団結、人権及び機会均等を公約している。結果として、それは、「Communication COM (2009)567 健康における連帯：欧州連合における健康面での不平等を減らすために (Solidarity in Health : Reducing health inequalities in the EU)」(注) において掲げられている。この文書は、健康面での不平等の減少に向けた欧州委員会及び加盟国の自主的

取り組みに貢献するものとして考慮されるべきである。

(注) *SOLIDARITY IN HEALTH : REDUCING HEALTH INEQUALITIES IN THE EU*

http://ec.europa.eu/health/ph_determinants/socio_economics/documents/com2009_en.pdf

欧州連合の全 27 加盟国には、飲料水指令の遵守を確保するための国内法制がある。この法制は、水供給をモニタリングするための全国、地域又は地方の組織に対する責務を設定している。しかし、飲料水指令は、採水、分析及び採水された水の結果の報告についてだけでなく、リスクを確認・調査・緩和するために、そして、消費者に周知するために講じられるべき措置を要求している。小規模水道の質及び安全性を改善するには、指令のこれらの他の側面が実施されることが極めて重要であり、これらへの集中力の欠如が、小規模水道が基準を遵守できない割合が高い主な原因となっている。それ故、本文書では、飲料水指令の以下の条項において設定されている要求事項におけるリスクに基づく意思決定に特別の注意が払われている。

第 3 条(3) 小規模水道に対するモニタリングの免除 (exemption) は、人の健康に対する危害の可能性が明白である時に加盟国が措置を講じる義務を免除するものではない。

第 7 条(6) 人の健康に対する危害の可能性の評価に基づく追加の物質／微生物を加盟国がモニタリングする義務

第 8 条(3)(6) 基準の超過がパラメーター又は指標のどちらであっても、人の健康に対する危害の可能性が存在する場合に加盟国が措置を講じる義務

第 9 条(1) 人の健康に対する危害の可能性がある場合は、加盟国は特例 (derogation) を認めることはできない。

第 13 条 加盟国は、人の健康に対する危害の可能性を与える水供給の詳細を含む十分かつ最新のデータを消費者のために発行しなければならない。

附属書 I 表 C 注 2 加盟国は、人の健康に対する危害の可能性がある場合は、クロストリジア (clostridia) のパラメーターの超過について調査しなければならない。

この文書は、いくつかの加盟国が実施している小規模水道の飲料水指令遵守の達成に向けたリスクに基づく手法の導入を可能とする手筈の主な特徴を明らかにするものである。

(注) 飲料水指令

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31998L0083&from=EN>

(出典) Framework for Action for the management of small drinking water supplies

<http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/pdf/Small%20drinking%20water%20supplies.pdf>

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp
TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。